

# 兵庫県公報

平成27年6月19日 金曜日 第2706号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成28年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○同上（同）	7
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	8
○道路の位置指定の取消し（建築指導課）	8
公 告	
○特約業者の指定の取消し（税務課）	8
○景観形成等住民協定の認定（都市政策課）	8
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○同上（同）	10
○入札公告（管理課）	11
○同上（同）	14
○同上（同）	17
○同上（同）	19
公安委員会告示	
○遊泳区域の指定	22
正 誤	
○平成27年3月31日付け兵庫県公報第13号外中	24

## 告 示

### 兵庫県告示第528号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成28年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修 業 年 限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名 程度	1年	保健師助産師看護師法 （昭和23年法律第203号） 第21条各号のいずれかに 該当する女子（本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。）	第1次試験 平成28年1月12日（火） 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野 (2) 教養科目 ア 国語（近代以降 の文章） イ 英語
				第2次試験 平成28年1月13日（水） 午前9時30分から	面接（第1次試験合格 者に限る。）

	社会人 7名 程度	1年	看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）で、本学院卒業後、県内に勤務する予定の女子	第1次試験 平成28年1月12日(火) 午後0時30分から	学科試験 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野
				第2次試験 平成28年1月13日(水) 午前9時30分から	面接（第1次試験合格者に限る。）
看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名 程度	2年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成28年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65パーセント以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成27年11月9日(月) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接
	一般 28名 程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）	第1次試験 平成28年1月14日(木) 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学Ⅰ
				第2次試験 平成28年1月15日(金) 午前9時30分から	面接（第1次試験合格者に限る。）
看護学科 2年課程 (定時制)	推薦 8名 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成28年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者	平成27年11月9日(月) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接

			<p>2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65パーセント以上の者</p> <p>3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者</p> <p>4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者</p>		
一般 16名 程度	3年	<p>准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）</p>	<p>第1次試験 平成28年1月14日(木) 午前9時30分から</p>	<p>学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学I</p>	
			<p>第2次試験 平成28年1月15日(金) 午前9時30分から</p>	<p>面接（第1次試験合格者に限る。）</p>	
社会人 16名 程度	3年	<p>次の全てに該当する者</p> <p>1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）</p> <p>2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者</p> <p>3 平成28年4月1日現在で23歳以上である者</p>	<p>第1次試験 平成28年1月14日(木) 午前9時30分から</p>	<p>学科試験 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。）</p>	
			<p>第2次試験 平成28年1月15日(金) 午前9時30分から</p>	<p>面接（第1次試験合格者に限る。）</p>	
<p>歯科衛生 学科</p>	<p>推薦 20名 程度</p>	<p>3年</p> <p>次の全てに該当する者</p> <p>1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成28年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者</p> <p>2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者</p> <p>3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者</p>	<p>学科試験 平成27年11月9日(月) 午前9時30分から</p> <p>面接 平成27年11月10日(火) 午前9時00分から</p>	<p>1 学科試験 国語（近代以降の文章）</p> <p>2 面接</p>	

一般 20名 程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者 (本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)	第1次試験 平成28年1月12日(火) 午前9時30分から	学科試験 (1) 国語(近代以降の文章) (2) 英語
			第2次試験 平成28年1月13日(水) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、平成27年7月2日(木)から同年12月9日(水)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	平成27年11月30日(月)から同年12月9日(水)まで
	社会人	同 上
看護学科2年課程 (全日制)	推薦	平成27年10月22日(木)から同月28日(水)まで
	一般	平成27年11月30日(月)から同年12月9日(水)まで
看護学科2年課程 (定時制)	推薦	平成27年10月22日(木)から同月28日(水)まで
	一般	平成27年11月30日(月)から同年12月9日(水)まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成27年10月22日(木)から同月28日(水)まで
	一般	平成27年11月30日(月)から同年12月9日(水)まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円(定額小為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話 (078) 733-6611 (代表)



兵庫県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

野々池土地改良区

退任役員

役員の区分  
理事

氏 名  
藤本正幸

住 所  
加古郡稲美町草谷732番地の1

同	鷺野博明	同 郡同	町草谷692番地
同	藤本善政	同 郡同	町草谷712番地の3
同	鷺野松雄	同 郡同	町草谷670番地
同	藤本房和	同 郡同	町草谷533番地
同	鷺野勲	同 郡同	町草谷676番地の3
同	宮本和也	同 郡同	町野谷573番地の1
同	魚住利信	同 郡同	町草谷249番地
同	鷺野良民	同 郡同	町草谷320番地の1
監事	井澤邑夫	同 郡同	町野谷257番地
同	宮本宗明	同 郡同	町草谷229番地の3
同	藤本義昭	同 郡同	町草谷726番地

## 就任役員

## 役員の区分

	氏名	住 所
理事	鷺野博明	加古郡稲美町草谷692番地
同	藤本正幸	同 郡同 町草谷732番地の1
同	藤本善政	同 郡同 町草谷712番地の3
同	藤本房和	同 郡同 町草谷533番地
同	大山孝良	三木市志染町西自由が丘1丁目639番地
同	鷺野勲	加古郡稲美町草谷676番地の3
同	大村一夫	同 郡同 町野谷266番地の2
同	藤本忠	同 郡同 町草谷254番地の3
同	鷺野良民	同 郡同 町草谷320番地の1
監事	井澤邑夫	同 郡同 町野谷257番地
同	宮本一生	同 郡同 町草谷233番地の4
同	鷺野美洋	同 郡同 町草谷675番地

## 蛸草土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

	氏名	住 所
理事	岩本保	加古郡稲美町蛸草814番地の1
同	宮本義明	同 郡同 町蛸草354番地の1
同	藤田達夫	同 郡同 町蛸草503番地の1
同	松尾恒美	同 郡同 町蛸草1352番地の3
同	松下明春	同 郡同 町蛸草673番地の3
同	藤本善文	同 郡同 町蛸草237番地
同	山口斎	同 郡同 町蛸草163番地の2
同	藤本和廣	同 郡同 町蛸草148番地の2
同	大辻繁夫	同 郡同 町蛸草1193番地
同	大辻博巳	同 郡同 町蛸草1382番地の2
同	大辻正人	同 郡同 町蛸草1143番地
同	藤原弘巳	同 郡同 町蛸草879番地
監事	藤田弘	同 郡同 町蛸草851番地の3
同	沼田壽一	同 郡同 町蛸草47番地
同	藤原晴義	同 郡同 町岡2579番地の4

## 就任役員

## 役員の区分

	氏名	住 所
理事	藤本忠昭	加古郡稲美町蛸草153番地の3
同	藤本和廣	同 郡同 町蛸草148番地の2
同	大西芳次	同 郡同 町蛸草673番地の5
同	岩本秀雅	同 郡同 町蛸草813番地
同	丸尾優	同 郡同 町蛸草852番地の6

同	大 西 達 也	同 郡同	町蛸草419番地
同	大 西 裕 之	同 郡同	町蛸草384番地の6
同	藤 原 弘 巳	同 郡同	町蛸草879番地
同	衣 笠 広 文	同 郡同	町蛸草961番地の2
同	大 辻 繁 夫	同 郡同	町蛸草1193番地
同	松 尾 恒 美	同 郡同	町蛸草1352番地の3
同	松 尾 芳 夫	同 郡同	町蛸草1133番地の3
監 事	山 口 齋	同 郡同	町蛸草163番地の2
同	大 西 一 幸	同 郡同	町蛸草409番地の1
同	大 辻 正 人	同 郡同	町蛸草1143番地

**甘地土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 義 明	神崎郡市川町小室166番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 直 樹	神崎郡市川町小室167番地



**兵庫県告示第530号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社棚澤八光社  
大阪府東大阪市西石切町2丁目1番10号  
代表取締役社長 棚 澤 肇
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社棚澤八光社上月工場  
佐用郡佐用町櫛田1854-6
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	300kg/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	2～4	2～4

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	23	25
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	27	30
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	150
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10未満	10
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5
銅含有量 (単位 mg/L)	5	18	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		36	42

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 6月19日から同年 7月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び佐用郡佐用町住民課



**兵庫県告示第531号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成27年 1月 5日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市の一部



**兵庫県告示第532号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成27年 1月27日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



**兵庫県告示第533号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年6月19日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年6月19日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 戸島玄武洞豊岡線	豊岡市城崎町戸島字八反田2052番から 同 市城崎町戸島字家ノ下2030番2まで	旧	13.0から 14.0まで 11.0から 15.0まで	352.0  360.0	
		新	13.0から 14.0まで	352.0	



**兵庫県告示第534号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27但馬位置 廃0001号	27.6.5	豊岡市宮島字黒ノ内141番1の一部、141番4 の一部、142番1の一部、142番5の一部、142 番6の一部、142番7の一部、142番8の一部	4.00	55.00

**公 告**

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
明生石油販売株式会社	伊丹市南町2-2-13	平成27年4月24日



**景観形成等住民協定の認定**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第28条第2項の規定により、次のとおり景観形成等住民協定を認定した。

平成27年6月19日



兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成等住民協定の名称  
三木市歴史街道芝町・平山地区景観形成等住民協定
- 2 景観形成等住民協定の対象区域  
三木市芝町及び府内町のうち、市道下滑原芝町大塚線（通称：湯の山街道）に面する区域等（約3.95ヘクタール）
- 3 景観形成等住民協定の有効期間  
平成27年 5月25日から平成37年 5月24日まで
- 4 その他景観形成等住民協定の概要
  - (1) 目的  
三木市歴史街道沿いの芝町及び平山地区において、伝統的まち並みを保全及び育成することを目的に、湯の山街道に面する区域等の土地、建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の景観形成に資する事項を、地区内の関係者の同意を基本に取り決め、地区の伝統的なまち並みの景観形成を図る。
  - (2) 目標とする景観像  
地区の将来にわたる景観像を「歴史街道らしい伝統的なまち並みと調和した通り景観」とし、勾配屋根、黒瓦、白壁、板塀、格子戸等の戦前からの伝統的な和風建築が多く残る湯の山街道沿いのまち並みの景観像を、協定締結者（協定の内容に同意し、協定を締結した者）が共通認識し、その実現に向けて努力する。
  - (3) 景観形成の基本方針  
目標とする景観像を実現するため、次に掲げる方針に基づき景観形成を図る。  
ア 建築物等の新築、増改築等を行う場合は、伝統的意匠、素材を大切にす。  
イ 既存の伝統的町家等は修復利用するよう努める。  
ウ 隣接地等の周辺景観と調和したまち並み形成に努める。
  - (4) 景観形成への配慮  
地区内で、建築物等の新築、増改築又は大規模な修繕、駐車場の整備等景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、景観形成の基本方針に配慮し、別表に示す景観づくりのルールに適合させるよう努める。

別表 景観づくりのルール（基準）

項目		建築物等の配慮事項
屋根		<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸屋根を避け、勾配屋根を原則とする。</li> <li>・和瓦葺きとするよう努め、色彩は黒、灰色等を基調とする。</li> </ul>
外壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。</li> </ul>
外構	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網フェンス、ブロック塀は避け、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。</li> </ul>
	踏込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各敷地入口の踏込みは、伝統的なまち並みに調和した石畳、砂利の洗い出し、和風タイル等の落ち着いた感じのものとする。</li> </ul>
開口部	1階及び2階の開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階及び2階の開口部は、洋風のベランダやサッシを避け、格子戸等の街道筋にふさわしい意匠に努める。</li> </ul>
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガレージにシャッターを設置する場合は、街道前の景観に配慮し、木製又は和風のものとする。</li> </ul>
建築設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機等を設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし、街道から見えにくいように設置する。</li> </ul>
屋外駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に調和した舗装や和風塀の設置に努める。</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ、意匠、表示方法等に配慮する。</li> </ul>
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
日除けテント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・街道筋のまち並みと調和したものとする。</li> </ul>

備考 基準の緩和

以下のいずれかの場合、基準を緩和することができる。

- ・建築物等の用途、敷地の形態、規模等により、基準に適合させることが困難な場合
- ・建築物等の位置、規模、意匠、色彩等が総合的に配慮されていることにより、地区の景観の形成に資すると認められる場合



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 芦屋ステーションビル（モンテメール）  
 所在地 芦屋市船戸町1番31号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 神戸SC開発株式会社  
 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号  
 代表者の氏名 山 田 宗 司
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前  

名称	住所	代表者の氏名
神戸SC開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号	中 村 順 一
大阪ターミナルビル株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1—1100号	西 川 直 輝

 イ 変更後  

名称	住所	代表者の氏名
神戸SC開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号	山 田 宗 司
- 4 変更年月日  
平成27年5月1日ほか
- 5 届出年月日  
平成27年5月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
平成27年6月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
平成27年6月19日  
 (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変



調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成28年1月29日（金）

(4) 納入場所

養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年6月19日（金）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年7月29日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年7月28日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年6月19日（金）午前9時から同年7月3日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成27年7月22日（水）午後5時から同月29日（水）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年6月22日（月）から同年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月3日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月22日（水）午後5時までには通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月27日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月13日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵



### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年6月19日(金)から同年7月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成27年7月29日(水)午後2時30分 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成27年7月28日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年6月19日(金)午前9時から同年7月3日(金)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成27年7月22日(水)午後5時から同月29日(水)午後2時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年6月22日(月)から同年7月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月22日(月)から同年7月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月3日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月22日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月27日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月13日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3 Snow truck (7 tons)

## (3) Delivery period: February 19, 2016

## (4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

Shinonsen Public Works Office

Tatsuno Public Works Office (Shiso Branch)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 3, 2015

## (6) Deadline for tender:





る信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年7月28日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年6月19日（金）午前9時から同年7月3日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成27年7月22日（水）午後5時から同月29日（水）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年6月22日（月）から同年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月3日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月22日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月27日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月13日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
2 Snow dozers (vehicle, 8 tons)
- (3) Delivery period: February 29, 2016
- (4) Delivery place:  
Toyooka Public Works Office  
Tatsuno Public Works Office (Shiso Branch)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 July 3, 2015
- (6) Deadline for tender:  
15:00 July 29, 2015 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 July 28, 2015 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年6月19日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
建設雪寒機械（除雪ドーザ11t級、車輪式） 2台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限  
平成28年2月29日（月）
- (4) 納入場所  
養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 津島  
電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成27年6月19日（金）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札の日時  
平成27年7月29日（水）午後3時30分 兵庫県庁西館1階大入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年7月28日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
平成27年6月19日（金）午前9時から同年7月3日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 入札の日時  
平成27年7月22日（水）午後5時から同月29日（水）午後3時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
平成27年6月22日（月）から同年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）  
なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（土曜

日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月3日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月22日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月27日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月13日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Snow dozers (vehicle, 11 tons)

(3) Delivery period: February 29, 2016

(4) Delivery place:

Yabu Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 3, 2015

(6) Deadline for tender:

15:30 July 29, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 July 28, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第192号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月19日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月9日から同年8月31日まで	須磨警察署
林崎松江海水浴場	明石市林崎町3丁目及び松江	明石市林崎町3丁目及び松江地先の海域で、林崎松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月31日まで	明石警察署
的形海水浴場	姫路市の形町の形	姫路市の形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署

白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月2日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月10日から同年8月31日まで	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年9月23日まで	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年6月22日から同年8月31日まで	たつの警察署
丸山県民サンビーチ	赤穂市尾崎	赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	赤穂警察署
福浦海水浴場	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、福浦海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	赤穂警察署
赤穂唐船サンビーチ	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	赤穂警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月10日から同年8月22日まで	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月25日まで	豊岡北警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月24日まで	美方警察署

三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月16日まで	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月1日から同年8月31日まで	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月23日まで	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月23日まで	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月23日まで	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月23日まで	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月18日から同年8月23日まで	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成27年7月11日から同年8月23日まで	南あわじ警察署

正 誤

○平成27年3月31日付け（兵庫県公報第13号外）



兵庫県規則第30号（産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則）  
中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から16	「又は事務所の」を「に従業する」	「事務所又は事業所の」を「事業所 に従業する」